常務理事会

（第58事業年度・第11回

2024年２月８日常務理事会）

主な議事内容は次のとおりです。

Ⅰ　審議事項

１．監査・保証基準委員会からの答申『監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」に伴う監査基準報告書等の改正（関連修正）』に関する件

2024年１月12日に改正した監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」の公表に伴い、監査基準報告書580「経営者確認書」、監査基準報告書560実務指針第２号「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針」、監査基準報告書700実務指針第１号「監査報告書の文例」、監査基準報告書700実務指針第１号「監査報告書に関するQ&A」の見直しを行った旨の提案があり、審議の結果、提案どおり承認された。

２．公会計委員会からの答申に関する件
(1)　公会計委員会実務指針第６号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について
(2)　公会計委員会実務指針第８号「地方独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について

改正倫理規則における報酬関連情報の開示規定に対応するために2023年７月23日付けで監査基準報告書700実務指針第１号「監査報告書の文例」が改正されたことを受けて、公会計委員会実務指針第６号「国立大学法人等の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」及び同実務指針第８号「地方独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正を行う旨の提案があり、審議の結果、提案どおり承認された。

Ⅱ　報告事項

１．法規・制度委員会からの報告「四半期開示の見直しに伴う監査及び四半期レビュー契約書への影響について（追加版）」の公表に関する件

2023年11月20日に金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、同月22日付けで当面の監査契約書作成に当たっての留意事項について、「四半期開示の見直しに伴う監査及び四半期レビュー契約書への影響について」を公表したが、今回新たに2024年12月期決算会社との間で締結する監査及び四半期レビュー契約書の留意点について、追加の周知文書を公表する旨の報告があった。

このほかの主な審議事項は次のとおりです。

○監査・保証基準委員会からの意見具申「監査委員会研究資料等の廃止」に関する件

○租税調査会からの答申『租税調査会研究報告「デジタル経済下におけるPE概念の課題と考察」』に関する件

理事会

（第58事業年度・第11回

2024年２月９日理事会）

主な議事内容は次のとおりです。

Ⅰ　会長報告

茂木会長から、以下の項目について会則第165条に基づく報告があり協議を行った。

①会長動静

②2024年１月26日に開催された自由民主党金融調査会　企業会計に関する小委員会

③2024年４月15日に開催予定のグローバル会計・監査フォーラム

④１月23日、31日、２月１日及び２日に実施した実務補習所会長講話及び実務補習生向けアンケート結果

Ⅱ　審議事項

１．総務委員会からの意見具申「実務補習規程の一部変更」に関する件

2024年１月18日開催の理事会において、昨今の会計基準や法令等が頻繁に更新されている状況に伴い、実務補習において知識をアップデートする必要があるとして、これまで期間の定めがなかった実務補習単位の減免対象となる単位取得時期及び講義履修時期に制限を設ける旨の実務補習規程の一部変更要綱案が承認された。今般の一部変更は、この要綱案を基に一部変更するものであり、審議の結果、提案どおり承認された。

このほかの主な審議及び報告事項は次のとおりです。

○第58事業年度予算科目間の流用に関する件

○本部予算執行状況に関する件

以　上

（会務運営戦略本部長　千葉正起）